第四十一条中「同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画又は同一の業種に属する」を「二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画又は」に、「二以上の事業者又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける」を「申請を行う」に改める。

「第七章　事業革新設備導入計画の認定の基準」を「第七章　事業革新新商品生産設備導入計画の認定の基準」に改める。

第四十二条の見出し中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条中「事業革新設備」を「事業革新新商品生産設備」に改める。

第四十三条中「当該事業革新設備導入計画」を「当該事業革新新商品生産設備導入計画」に、「十イ」を「十一イ」に改め、「ことをいう」の下に、「ものとする」を加える。

第四十五条中「十イ」を「十一イ」に、「ことをいう」の下に「ものとする」を加える。

附　則

この告示は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行に伴い、及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第十項の規定に基づき、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十二項の資源生産性革新設備等に関する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十二項の資源生産性革新設備等に関する件の一部を改正する告示

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十二項の資源生産性革新設備等に関する件（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項の資源生産性革新設備等に関する件

一から四まで中「第２条第12項」を「第２条第10項」に改める。

五中「第２条第12項第１号」を「第２条第10項第１号」に改める。

備考一中「平成21年経済産業省告示第214号」を「平成23年財務省・経済産業省告示第３号」に改める。

備考四及び五中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十二項の資源生産性革新設備等に関する件」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項の資源生産性革新設備等に関する件」に、「第２条第12項第２号」を「第２条第10項第２号」に改める。

附　則

この告示は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

財務省、農林水産省、経済産業省告示第四号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百八十七号）の施行に伴い、平成二十一年四月三十日財務省、農林水産省、経済産業省告示第四号（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二の規定により、株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づいて、同法第十一条第二項第二号に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十九日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

第五条第一項中「第五条」を「第九条」に改める。

第七条及び第八条中「第五条の」を「第九条の」に、「支払い」を「支払」に改める。

第九条中「補てん額」を「補塡額」に、「第五条」を「第九条」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

財務省、経済産業省告示第三号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三条第一項の規定に基づき、我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十三年六月二十九日

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　海江田万里

我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針

一　我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的事項

現在、新興国市場の急速な拡大により、市場競争の舞台は先進国から新興国を含めた世界市場全体に移行している。これに伴い、競争条件や需要構造が世界的に大きく変化し、企業が様々な形での事業の統合、選択と集中、連携、事業転換を加速している。このような国際経済の構造的な変化に我が国産業が対応するためには、事業者の迅速かつ機動的な組織再編を後押しする必要がある。また、我が国経済の活性化を図るため、ベンチャー・地域中小企業等の経営の効率化等を促進していく必要がある。